

2008年7月10日

国土交通大臣  
冬柴 鐵三 様

国土交通省職員組合  
中央執行委員長 竹林 和也

## 2008年人事院勧告に関する要求書

国家公務員制度改革基本法が国会で可決、成立しました。今後、国家公務員制度改革推進本部のもとに労働組合を含めた関係者の参加する検討機関が設置され、3年以内の法制化を前提に、自律的労使関係制度の確立に必要な措置が5年以内に講ぜられる情勢です。労働基本権の回復は待ったなしとなりました。

一方、昨年の人事院勧告では、指定職等の改善勧告が見送られる結果となり、労働基本権の代償措置としての人事院勧告の意義が大きく傷つけられる結果となりました。私たちは、労働基本権の回復が達成されるまでの間は、労働基本権制約の代償措置としての人事院勧告制度のもとでの賃金・労働条件改善の取組みを進めます。

国交職組は、連合に結集する公務労協・公務員連絡会の人勧期要求を基本として、2008年人事院勧告に関わる下記事項を要求しますので、貴職におかれては、上記事情を十分認識し、職員の生活を守る立場で、人事院に働きかけるよう要求します。

### 記

#### 1. 賃金要求について

##### (1) 本年の給与勧告について

- ① 2008年度の給与改定に当たっては、公務員労働者の月例給与の水準を改善すること。また、較差の配分等については、できるだけ早い段階から十分な交渉・協議を行い、合意すること。
- ② 燃料費の高騰及び民間の支給実態を踏まえ、通勤手当のうち交通用具使用者に対する手当を引き上げること。

##### (2) 一時金について

一時金については、精確な民間実態の把握と官民比較を行い、支給月数を維持・改善

すること。

**(3) 住居手当の見直しについて**

住居手当については、最高支給限度額を引き上げるなど総合的に改善すること。

**(4) 特勤手当の見直しについて**

特勤手当については、前回見直しの経緯を踏まえ、離島、山間へき地などの生活環境・生活実態と人材確保を重視した慎重な検討を行うこととし、本年の拙速な見直しは行わないこと。

**(5) 給与構造の見直し事項について**

- ① 「本府省手当」は導入しないこと。
- ② 地域手当の支給割合の引上げに当たっては、十分交渉・協議、合意すること。

**(6) 非常勤職員等の処遇改善について**

- ① 非常勤職員等の賃金・労働条件を改善すること。
- ② 雇用期間を延長すること。

**2. 労働諸条件の改善について**

**(1) 労働時間の短縮等について**

- ① 勤務時間の実態を踏まえ、厳格な勤務時間管理のあり方と実効ある超過勤務縮減の具体策を実施すること。
- ② 速やかに超過勤務時間の上限設定を行うこと。具体的な上限時間については、人事院の指針または厚労省の36協定指針を参考とすること。
- ③ 2008年3月26日に人事管理運営協議会で決定された本府省における在庁時間の削減目標の着実な達成にむけ、取組事項を設定し、職員に周知すること。また、地方整備局でも同様の取組を進めること。
- ④ 民間企業の所定労働時間の実態に基づき、2009年4月から、所定勤務時間を1週間当たり38時間45分、1日当たり7時間45分に短縮すること。また、具体的措置内容については、国交職組と十分交渉・協議を行い、合意に基づいて進めること。

**(2) 男女平等の公務職場の実現について**

- ① 「女性国家公務員の採用・登用拡大に関する指針」の着実な実施に向けた指導、メンター制度の実効性確保に向けて必要な取組を行うこと。また、「女性の参画加速プログラム」（2008年4月8日男女共同参画推進本部決定）の具体化に向けて、所要の施策を講じること。
- ② 育児休業及び育児のための短時間勤務について、数値目標を設定した男性取得の促進策をとりまとめること。

**(3) 新たな人事評価制度の整備と評価結果の活用について**

- ① 新たな人事評価制度が、職員に信頼され、納得できる制度となるよう、制度官庁に積極的に働きかけること。
- ② 評価結果の活用に向けた検討に当たっては、「人事評価に関する要求書」（5月22日付）に基づき、国交職組と十分交渉・協議し、合意のもとに進めること。

**(4) 新たな高齢者雇用施策について**

新たな高齢者雇用施策については、雇用と年金の接続の形態として「定年延長」を基

本とすること。具体的な施策の内容、実施時期等については、国交職組との十分な交渉・協議と合意に基づいて検討作業を進めること。

### **3. その他の事項について**

#### **(1) 労働安全衛生対策の充実について**

- ① 自殺者多発の事態に対して、これまでの施策の一層の充実・徹底に加えて、組織的に新たな取り組みとして、全職員を対象としたメンタルヘルス診断の実施等について、共済組合との連携を含め、具体的に検討すること。
- ② 公務上災害の発生を未然に防止するため、人事院が指針として示している超過勤務時間等の目安を重視した労働安全衛生対策を徹底すること。

#### **(2) 障がい者の雇用について**

国の定める指針に基づき、公務職場に障がい者雇用を促進すること。そのために必要な職場環境の整備を行うこと。

#### **(3) 退職慣行の見直しについて**

勸奨による退職管理を原則廃止し、誰でも安心して定年年齢まで働くことが出来る新たな「退職慣行」を確立すること。また、定年退職に備えた「退職準備プログラム」の拡充を図ること。

以上